

# 宅建企業年金基金 事務のご連絡

(令和8年9月号)

## 1. 令和8年10月1日から変わります

財政再計算（5年に1度、法律に基づき適正な掛金率を算定する仕組み）の結果に基づき、令和8年10月1日から変更となる事項についてお知らせいたします。

詳しくは、今回お届けの「宅建基金だより第20号」8ページ（裏表紙）にも掲載しておりますのでご参照ください。

### (1) 基金掛金率の内訳

**全体の掛金率2.5%に変更はございません。**

当基金の掛金額は、毎月「標準給与 × 掛金率（2.5%）」で計算され、「納入告知金額通知書」にてご連絡いたします（全額事業主負担）。

| 掛金種類    | 使 途         | 令和8年9月分<br>までの掛金率 | 令和8年10月<br>分からの掛金率 | 増 減  |
|---------|-------------|-------------------|--------------------|------|
| 標準掛金    | 給付に充てる掛金    | 1.6%              | 1.6%               | ±0.0 |
| リスク対応掛金 | 不測の事態へ備える掛金 | 0.4%              | 0.3%               | -0.1 |
| 事務費掛金   | 基金の運営に充てる掛金 | 0.5%              | 0.6%               | +0.1 |
| 合 計     |             | 2.5%              | 2.5%               | ±0.0 |

### (2) 当基金の他制度掛金相当額

**iDeCoに加入されている方や、検討されている方へ必ずご周知ください。**

「他制度掛金相当額」とは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者が拠出限度額を計算する際に必要となる金額で、DB（確定給付企業年金）制度としての当基金の掛金が該当し、加入者全員一律の適用となります。

毎月ご負担いただいている当基金の掛金額とは異なります。

| 令和7年4月から令和8年9月まで | 令和8年10月から     |
|------------------|---------------|
| 月額 5,000円（一律）    | 月額 7,000円（一律） |

#### 【iDeCoの拠出限度額について】

当基金（DB）に加入されている方のiDeCoの拠出限度額は、次のとおり定められており、ご自身が拠出限度額を超えない範囲でiDeCoの掛金額を設定する必要があります。

##### iDeCoの拠出限度額

= 月額55,000円 - 企業型DC掛金額※ - 他制度掛金相当額  
(令和8年12月分  
から62,000円)

ただし、月額20,000円が上限 (令和8年12月分より上限撤廃)

※ 当基金以外に「企業型DC」にも加入されている場合、加入区分は「DBと企業型DCに加入している」となり、各月の企業型DCの事業主掛金額も控除します。

## 2. 「宅建基金だより第20号」をお届けいたします

年2回発行しております「宅建基金だより」の最新号をお届けいたします。  
適宜、加入者の方に配布ください（原則、加入者数分をお届けしております）。

※宅建企業年金基金ホームページの加入者専用サイト内にも掲載しておりますのでご活用ください。加入者専用サイトを閲覧いただく際に必要となるユーザー名とパスワードは当基金までお問い合わせください。

## 3. 9月分処理の届出のご提出期限は、令和8年9月30日(水)です

令和8年9月分処理の適用書類（資格取得届、資格喪失届等）届出のご提出期限は、令和8年9月30日（水）当基金到着分までとさせていただきます。

3ページ（表2）の方法により、当基金へご提出くださいますようお願いいたします。

電子連携サービス（e-れんけい）やメール（当基金適用書類届出専用アドレス宛）によりご提出の場合は、締切日の15時までにアップロードまたはご送信ください。

締切日までにご提出いただきました届書に基づいて、令和8年10月中旬に、次の各種書類を当基金よりお届けいたします。

【事業所宛】「納入告知金額通知書（令和8年9月分掛金）」ほか掛金書類

【個人宛】資格喪失された方（資格喪失届）のうち、当基金給付を受けることができる方に、給付手続きのご案内をご自宅へお届けいたします。

## 4. 令和8年度 算定基礎届・月額変更届の「通知書」の当基金へのご提出期限は、令和8年9月30日(水)です

日本年金機構（以下、「機構」といいます）が発行する「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届の通知書）」や、「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書（7月・8月・9月改定の月額変更届の通知書）」等のご提出につきましては、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

まもなくご提出期限が到来いたしますので、まだご提出されていない場合や、9月改定の月額変更届等追加となる「通知書」がございましたら、3ページ（表2）の方法により、当基金へご提出くださいますようお願いいたします。

（表1）当基金に写しをご提出いただきたい通知書

| 機構へ提出された届書 | 機構から送付される「通知書」の正式名称         | 写しをご提出いただきたい「通知書」の適用（改定）年月          |
|------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 算定基礎届      | 「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」 | 適用年月の欄が、「R8.9」と表記の通知書               |
| 月額変更届      | 「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書」 | 改定年月の欄が、「R8.7」、「R8.8」、「R8.9」と表記の通知書 |

※ 同時に二以上の事業所に勤務されている方は、

「二以上事業所勤務被保険者 標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。

## 9月改定となる「月額変更届」もご提出いただく対象です

令和8年6月に支払われた給与から変動があり、6月・7月・8月の3カ月分の報酬に基づき平均額を算出した「月額変更届」をご提出された場合には、当該加入者は算定基礎届の対象となりませんので、後日機構より送付される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（改定年月：令和8年9月）」の写しを当基金へご提出ください。

なお、当基金では、この場合でも標準給与は、令和8年9月までは従前のままとし、令和8年10月分掛金額の計算より改定いたします（令和8年7月改定、8月改定も同様です）。健康保険・厚生年金保険と異なり、9月改定となりませんのでご注意ください。

## 当基金で使用する標準給与（掛金額算定の基礎となる給与）について

- ・当基金では、ご提出いただきました機構発行の各種「通知書」の写しの「決定後の標準報酬月額（厚年）」を令和8年10月1日から適用する標準給与として記録し、「宅建企業年金基金 加入者標準給与決定通知書」により通知いたします（令和8年11月中旬ご提供予定）。
- ・「通知書」の写しのご提出がない場合は、従前の標準給与を引き続き適用いたします。
- ・詳しくは、令和8年6月にお届けいたしました「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書等のご提出のお願い」をご参照ください。  
当基金ホームページ（「基金からのお知らせ」）にもリンク「2026.6 標準報酬決定通知書等のご提出のお願い」に掲載しております。

## （表2）当基金へご提出いただく形式と方法

| 形式                    | 方法・留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙<br>（「届書」や「通知書」の写し等） | <ul style="list-style-type: none"><li>・写しを当基金へ郵送<br/>＜郵送先＞ 宅建企業年金基金 宛<br/>〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階</li><li>・締切日までのご郵送が間に合わないことが想定される場合は、FAX（03-3865-6361）でも受付をいたしますが、不鮮明箇所について確認のお電話をさせていただくことがございます。</li></ul>                                                                    |
| PDF<br>（「届書」や「通知書」）   | <ul style="list-style-type: none"><li>・メールに添付して送信<br/>＜送信先＞ <a href="mailto:app@takken-kikin.or.jp">app@takken-kikin.or.jp</a> （当基金適用書類届出専用）<br/>注：添付ファイルは、パスワードを付与し保護してください。<br/>保護されていない場合は、受け付けいたしかねます。</li><li>・電子連携サービス（e-れんけい）※<br/>事前に「電子連携サービス（e-れんけい）」ご利用のお申し込みが必要となります。</li></ul> |

※「電子連携サービス（e-れんけい）」

事業所と当基金との情報連携をネットワークシステムで行うクラウドサービスです。利用申込みフォームや導入検討資料は、当基金ホームページ（「事業所ご担当者向け情報」）に掲載しております。

# 宅建企業年金基金 令和8年10月～12月の事務スケジュール

## 【10月】

[各種締切日／事業所⇒基金]

- 21日（水） 「預金口座振替依頼書」の郵送締切日（令和8年11月27日振替から変更）
- 30日（金） 令和8年10月分処理 各種届出（取得届、喪失届 等）の締切日  
※算定基礎届等の決定通知書の最終締切日

[令和8年9月分掛金／基金⇒事業所]

- 14日（水） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 e-れんけい配信予定日
- 19日（月） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 発送予定日
- 27日（火） 口座振替日（明治安田収納ビジネスサービス(株) MBS)

## 【11月】

[各種締切日／事業所⇒基金]

- 20日（金） 「預金口座振替依頼書」の郵送締切日（令和8年12月28日振替から変更）
- 30日（月） 令和8年11月分処理 各種届出（取得届、喪失届 等）の締切日

[令和8年10月分掛金／基金⇒事業所]

- 16日（月） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 e-れんけい配信予定日
- 19日（木） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 発送予定日
- 27日（金） 口座振替日（明治安田収納ビジネスサービス(株) MBS)

## 【12月】

[各種締切日／事業所⇒基金] \* 12月は各種届出の締切日を12月21日（月）とさせていただきます。

- 16日（水） 「預金口座振替依頼書」の郵送締切日（令和9年1月27日振替から変更）
- 21日（月）** 令和8年12月分処理 各種届出（取得届、喪失届 等）の締切日

[令和8年11月分掛金／基金⇒事業所]

- 14日（月） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 e-れんけい配信予定日
- 17日（木） 「納入告知金額通知書」等掛金書類 発送予定日
- 28日（月） 口座振替日（明治安田収納ビジネスサービス(株) MBS)

\* 各種届出（取得届、喪失届 等）を電子連携サービス（e-れんけい）やメール（当基金適用書類届出専用アドレス宛）によりご提出の場合は、締切日の15時までにアップロードまたはご送信ください。

### 宅建企業年金基金

受付時間：9：00～17：00  
（土日祝日を除く）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階

TEL：03-3865-6321 FAX：03-3865-6361

E-mail：[app@takken-kikin.or.jp](mailto:app@takken-kikin.or.jp)

ホームページURL：<http://www.takken-kikin.or.jp>